

令和5年度第2回百貨店専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和5年9月29日（金） 8時58分～9時18分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 第2回百貨店専門部会の金額審議に入る前に、事務局から資料説明を行った。
- (2) 労働者側から以下のような主張がなされた。
 - ・現行の水準では、2,000時間働いても年収180万円程度にしかならず、他産業の労働者より大きく下回る水準で、産業の基幹的労働者として生活水準を十分にカバーできる金額にはなっていない。
 - ・流通産業で働く多くの労働者が受けている賃上げの結果を同産業の優位性を保つために波及させるとともに、必要な人材を確保するためにも百貨店・総合スーパーの最低賃金引上げが必要である。
 - ・現行の百貨店、総合スーパーの特定最低賃金907円と今年度の労働協約下限額の955円の差額の48円引上げを提示する。
- (3) 使用者側から以下のような主張がなされた。
 - ・最低賃金の引上げの重要性は十分に認識している。しかしながら、地域別最低賃金が過去最大の引き上げ額となる中、特定最低賃金も本年度又は来年度には労働協約の下限額を超える。よって、従業員の給与水準全体を見直さざるを得ず、厳しい経営環境の中、人件費が増加することが予想され

る。今後、特定最低制度を含めて地域最低賃金制度の意義や在り方について全国規模で議論し、見直す必要があると考えている。

- ・ 特定最低賃金における最低限の引上げは必要であることから、今年度の春闘「卸売業・小売業」の賃上げ率3.95%を適用し、35円引き上げの942円を提示する。

(4) 事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

注) 百貨店専門部会の正式名称は「山口地方最低賃金審議会 山口県百貨店, 総合スーパー最低賃金専門部会」である。